

今年7月に現農業委員の任期が満了し、今回の改選から新たに5名の農業委員(選挙委員)が増員される予定です。

農業委員の活動は、農地の権利移動・転用など「農地法」に関する事、農地に関する相続税・贈与税に関する事、農業の担い手となる認定農業者や集落営農・農業生産法人なども含めた農業者からの家族経営協定・農業後継者・新規就農などに関する事や、簿記・青色申告の取り組み・農業者年金に関する事など、多種多様な農業者の相談に対応したり、農業者間の紛争の調停や土地改良・圃場整備に関する諸問題解決に向けた助言などを行うなど多岐に渡っています。

特に農地法に規定される農地の許認可事務に関しては、平成21年の大幅な改正により、「学校・病院・役所等公共性の高い建設用地等」においても許可の申請が必要となり、加えて太陽光発電などによる転用件数の増加とともに、委員の役割も増えてきています。

一方、農業従事者の高齢化・後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念される状況にある中、新たな耕作放棄地の発生防止のため、担い手の確保に向けた働きかけを進めることも、農業委員の重要な役割となっています。

国の農業政策は大きな転換期を迎えており、今後、我が国がTPPに参加した場合の農業に及ぼす影響は計り知れないものがあります。地域農業の生き残りのためにも、新たな発想で「農家」を見つめ、生産、加工、販売といった、いわゆる6次産業化を進めることが求められています。

このようなことから、農業委員の活動はますます重要性を増していくでしょう。そのためにも、生産者と消費者の視点をもつ女性の参画が大いに期待されます。

農業委員の主な活動内容

- 農地法に基づく、農地の売買、転用、賃借や解約などに関する事
- 農地パトロールによる無断転用防止活動に関する事
- 貸し借り等担い手農業者への農地集積に関する事
- 農地の賃貸借料の情報提供に関する事
- 農業生産法人の認定に関する事
- 農地の相続税・贈与税の納税猶予に関する事
- 農地の利用状況調査、耕作放棄地の実態調査等に関する事
- 認定農業者への支援等に関する事
- 農地の転用・所有者移転申請及び受理・許可に関する事
- 免税軽油の耕作者証明及び各種証明に関する事
- 農家台帳の整備に関する事
- 農業者年金の加入・受給に関する事
- 全国農業新聞の購読あっ旋に関する事
- 情報提供に関する事

水道料金などの消費税率の引き上げについて

消費税法などの一部が改正され、消費税率が平成26年4月1日に引き上げられることとともない、4月1日以降の水道料金などに対する消費税率は8%となりますのでお知らせします。

《消費税率が8%になるもの》

- ①水道料金
- ②水道加入金
- ③戸別処理浄化槽使用料

①の水道料金は、平成26年4月1日前から継続して使用している場合は、4月、5月の検針日に応じて旧税率(5%)が適用となる経過措置が設けられています。水道メーターの検針は、市全体を偶数月と奇数月に分けて2カ月に1回行っていますので、それぞれの検針地区に応じて適用となる消費税率は下表のとおりです。

偶数月のお客様	4月検針分は、経過措置により5% 6月検針分以降は8%
奇数月のお客様	5月検針分は、経過措置により5% 7月検針分以降は8%

③の戸別処理浄化槽使用料は、平成26年4月1日以後の浄化槽の使用分から新税率(8%)が適用となります。

偶数月のお客様	4月請求分(2・3月使用分)は5% 6月請求分(4・5月使用分)以降は8%
奇数月のお客様	5月請求分(3・4月使用分) 3月使用分が5%、4月使用分が8% 7月請求分(5・6月使用分)以降は8%

問 水道課 TEL (23)8713
問 下水道課 TEL (23)8712

生涯学習センターが開館します

問 生涯学習課 湯 TEL (98)7115

4月から旧大田原図書館跡に生涯学習センターがオープンします。この施設は、市民の生涯にわたる学習活動の支援とまちづくりに寄与する市民活動の推進を図ることを目的としています。

使用開始に先立ち、次のとおり団体登録および使用許可申請を受け付けます。

■所在地 大田原市本町1丁目2716番地5

■施設概要(使用料は無料)

【研修室、多目的会議室、視聴覚室】

生涯学習、市民活動、社会貢献活動に関する研修、会議などにご利用ください。事前に団体登録および申請が必要です。

研修室A・B(定員各26名)/研修室C(定員20名)/研修室D(定員72名)/多目的会議室A(定員24名)/多目的会議室B(定員42名)/視聴覚室(定員30名)

【団体事務局室、作業コーナー】

登録された団体の事務、資料作成などにご利用ください。

【打合せコーナー、情報提供コーナー、交流広場】

生涯学習、市民活動などにご利用ください。

※コピー機(有料)、印刷機(有料)、紙折り機などを揃えています。

【学習室】(59席)

■開館時間

平日・土曜日 午前9時～午後9時

日曜日・祝日 午前9時～午後6時

※4月8日(火)までは午後5時で閉館

■休館日 毎週火曜日 年末年始

■登録要件

団体登録ができるのは、市内に活動拠点を有する次の団体です。

- ・生涯学習関係団体
- ・ボランティア活動団体
- ・非営利活動団体
- ・地域活動団体
- ・事業者などで社会貢献活動を行うもの

※営利目的など当センターの運営方針と異なる利用が明らかになった場合、施設の使用はできません。

■団体登録・使用許可申請の受付開始

3月5日(水)から 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

※団体の規約・事業内容など活動状況がわかるものをお持ちください。

■受付場所

3月28日(金)まで

生涯学習課 湯 TEL (98)7115

4月2日(水)以降

生涯学習センター TEL (23)2003

※生涯学習課事務所移転のため、3月29日(土)から4月1日(火)までは申請受付を休止します。

生涯学習課・中央公民館移転のお知らせ

生涯学習センターの開館に伴い、生涯学習課、中央公民館は生涯学習センター内に事務室を移転します。

■電話番号 生涯学習課 TEL (23)2100

中央公民館 TEL (23)2005

■FAX番号(共通) FAX (23)1905

問 生涯学習課 TEL (98)7115

問 中央公民館 TEL (98)7080

大田原西地区公民館が開館します

今年度で「大田原市勤労者総合福祉センター」の機能は廃止され、4月から大田原西地区の社会教育、生涯学習などの活動拠点となる「大田原西地区公民館」として開館します。

■施設概要

1階 会議室1(52.50㎡) 2階 会議室3(67.50㎡)

会議室2(67.50㎡) 会議室4(67.50㎡)

体育室(459.00㎡) 和室(67.50㎡)

■利用時間

午前：午前9時～正午

午後：午後1時～午後5時

夜間：午後5時～午後9時

■休館日

祝日、年末年始

問 大田原西地区公民館 TEL (23)8719

市勤労者総合福祉センター臨時休館

市勤労者総合福祉センターから、大田原西地区公民館への移行に伴い、その諸準備のため次のとおり臨時休館します。

■期間

3月25日(火)～30日(日)

※3月24日(月)・31日(月)は通常の休館日になりますので、3月23日(日)が最終開館日となります。

問 (一財)大田原市管理公社

TEL (22)6621